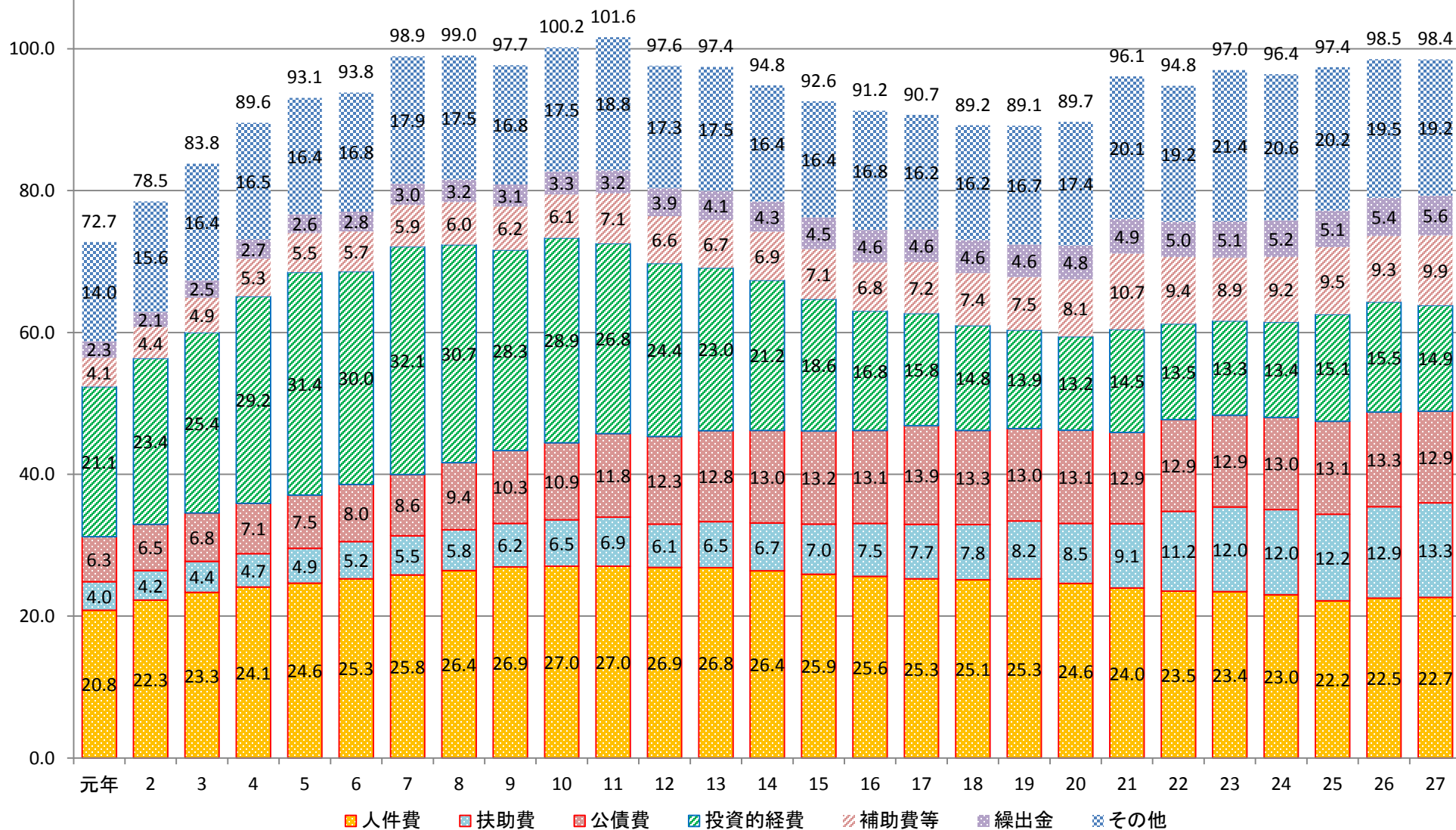


第5回国と地方のシステムWG 御説明資料 (地方財政の今後の方向性)

平成29年4月11日
総務省提出資料

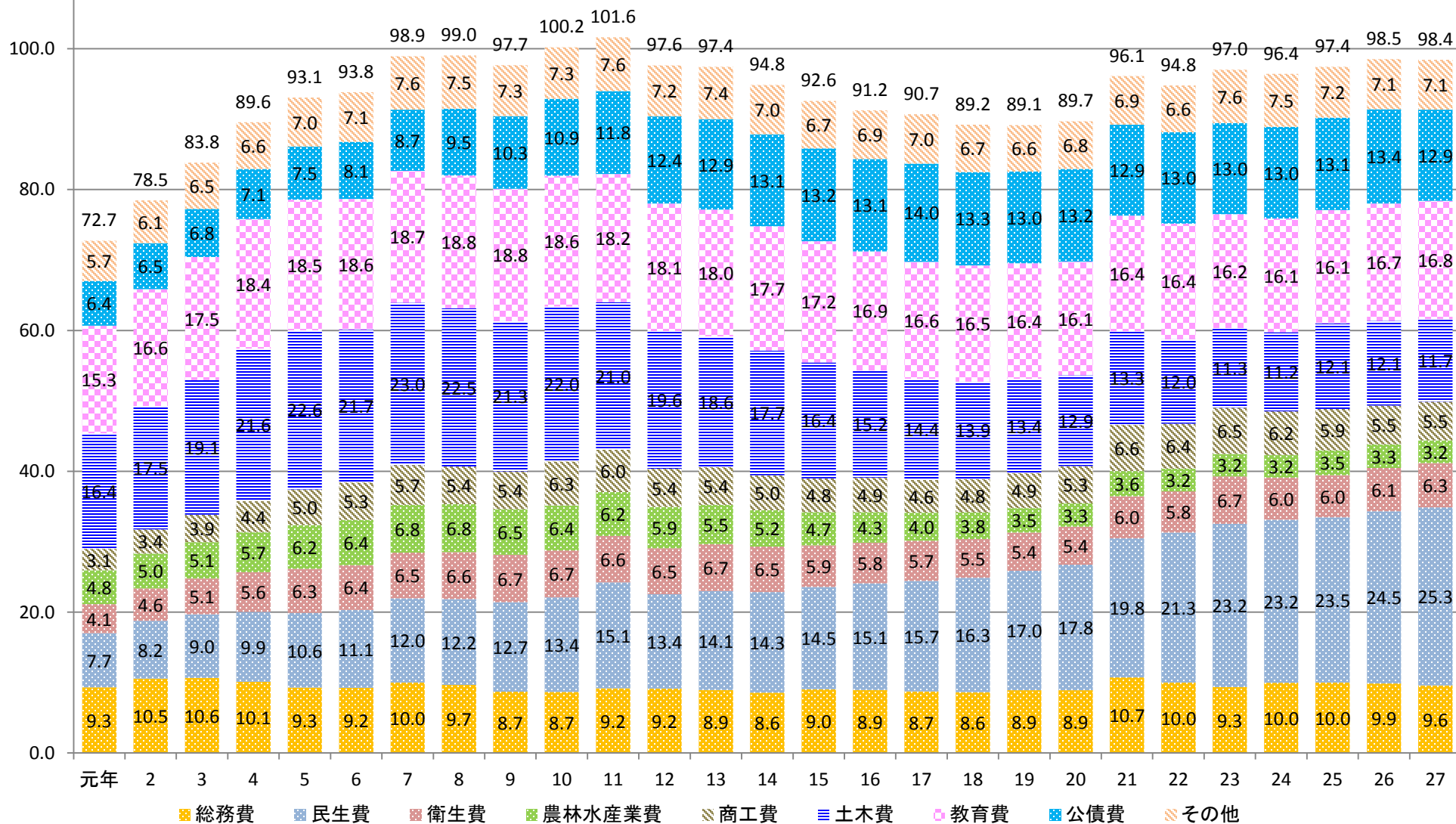
性質別歳出決算額の推移

(兆円)



目的別歳出決算額の推移

(兆円)



H27決算・一般行政経費（単独事業）

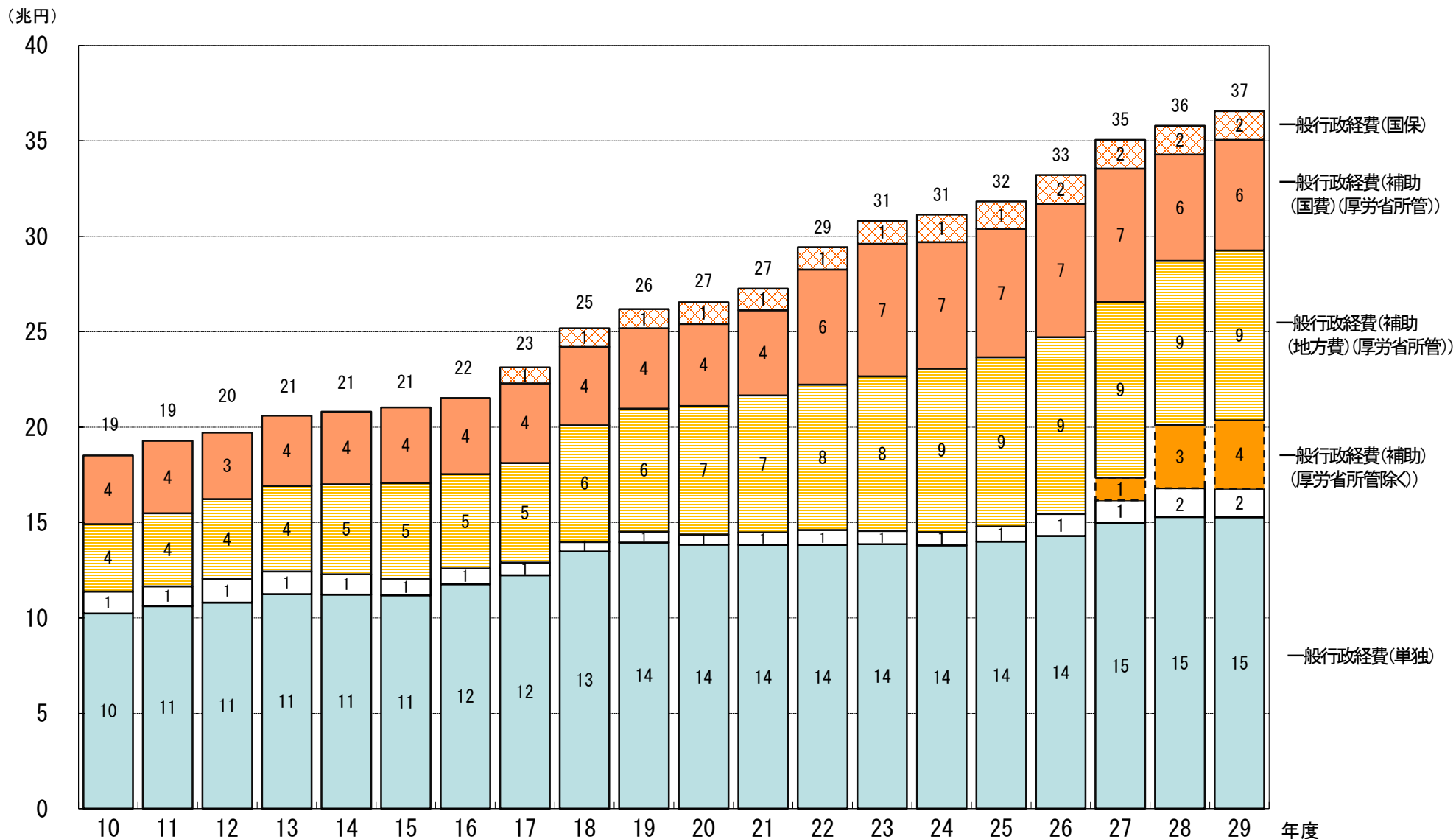
（単位：億円）

区 分	都道府県	市町村	合計
総務費	10,140	18,977	29,118
民生費	19,094	49,380	68,474
うち社会福祉費	7,138	18,620	25,757
うち児童福祉費	5,794	15,646	21,439
うち老人福祉費	6,058	14,865	20,923
うち災害救助費	105	249	354
衛生費	3,978	28,123	32,101
うち環境衛生費、清掃費	948	16,498	17,445
労働費	688	949	1,636
農林水産業費	3,587	2,841	6,429
商工費	32,496	15,319	47,815
土木費	3,559	8,220	11,779
警察費	3,063		3,063
消防費	201	7,931	8,132
教育費	11,081	22,655	33,736
災害復旧費	1	2	3
その他の経費（※1）	40,689	733	41,423
合計	128,576	155,132	283,708

※1 議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）

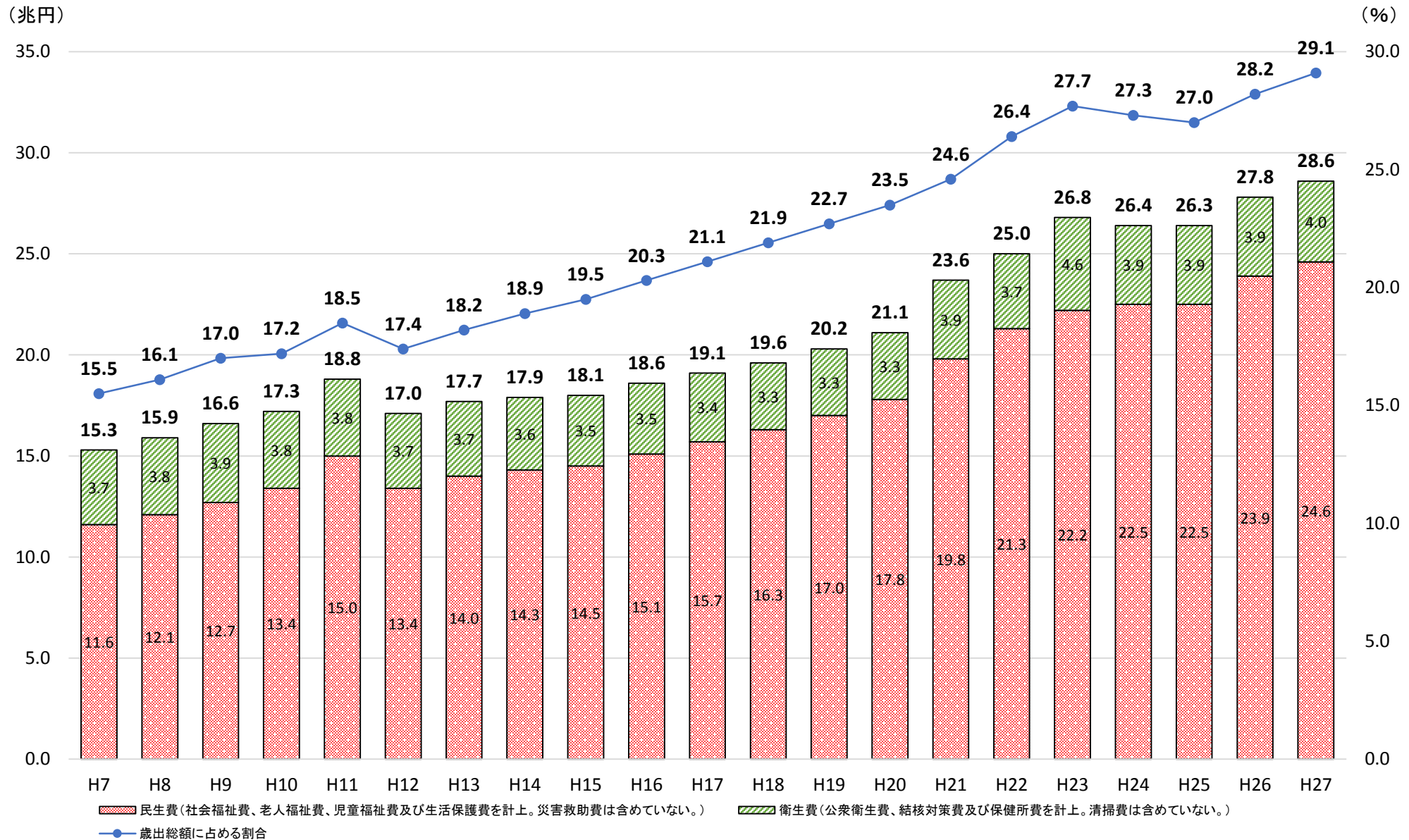
※2 合計は、都道府県と市町村の単純合計額であり、この中には都道府県と市町村間の重複分が含まれる（都道府県から市町村への補助費等）。

一般行政経費の推移

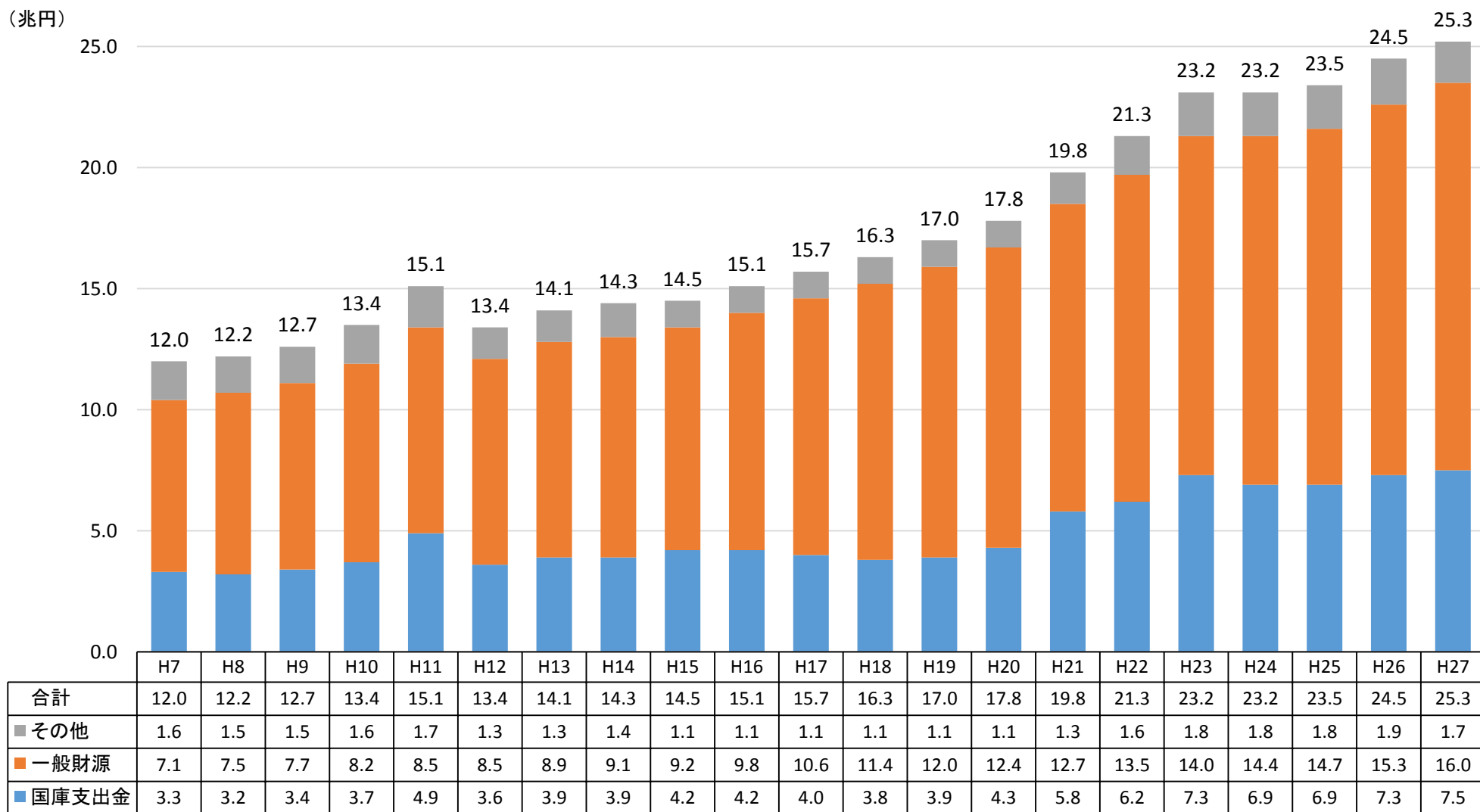


※ H27から「子どものための教育・保育給付費負担金」(H29:1.6兆円(国費0.8兆円、地方費0.8兆円))、H28から「児童手当等交付金」(H29:2.0兆円(国費1.4兆円、地方費0.6兆円))を内閣府に計上

決算における民生費等の推移

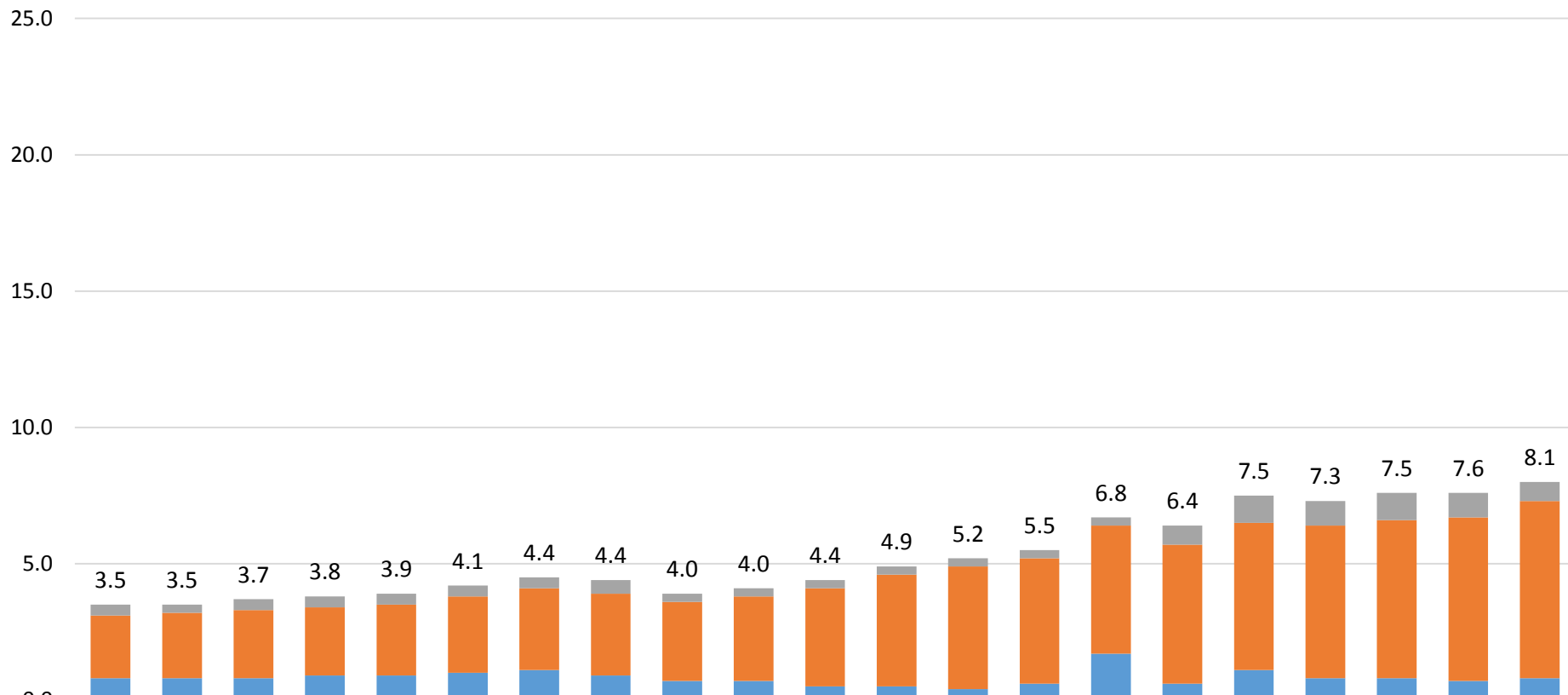


民生費の財源内訳（都道府県と市町村の純計）



民生費の財源内訳（都道府県）

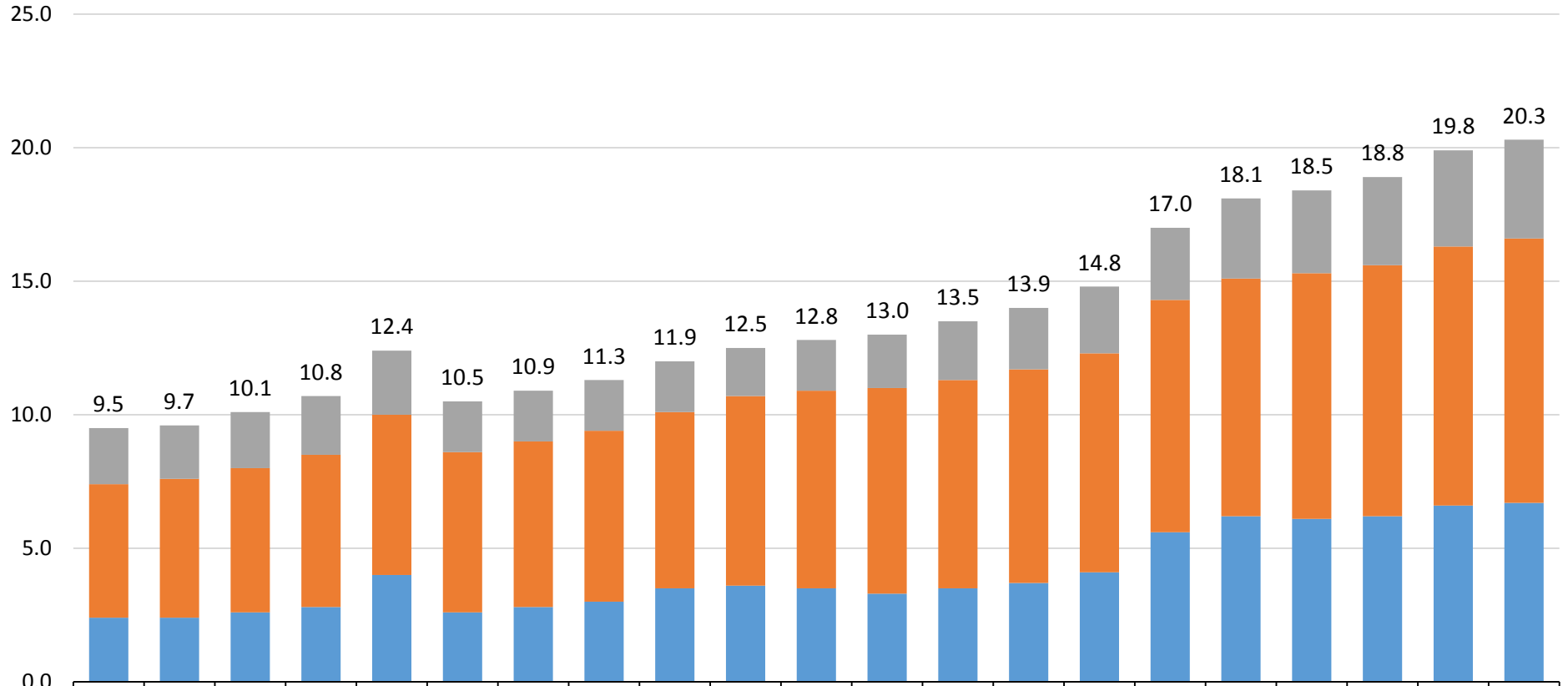
(兆円)



	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	3.5	3.5	3.7	3.8	3.9	4.1	4.4	4.4	4.0	4.0	4.4	4.9	5.2	5.5	6.8	6.4	7.5	7.3	7.5	7.6	8.1
■ その他	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7
■ 一般財源	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.8	3.0	3.0	2.9	3.1	3.6	4.1	4.5	4.6	4.7	5.1	5.4	5.6	5.8	6.0	6.5
■ 国庫支出金	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	0.9	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.6	1.7	0.6	1.1	0.8	0.8	0.7	0.8

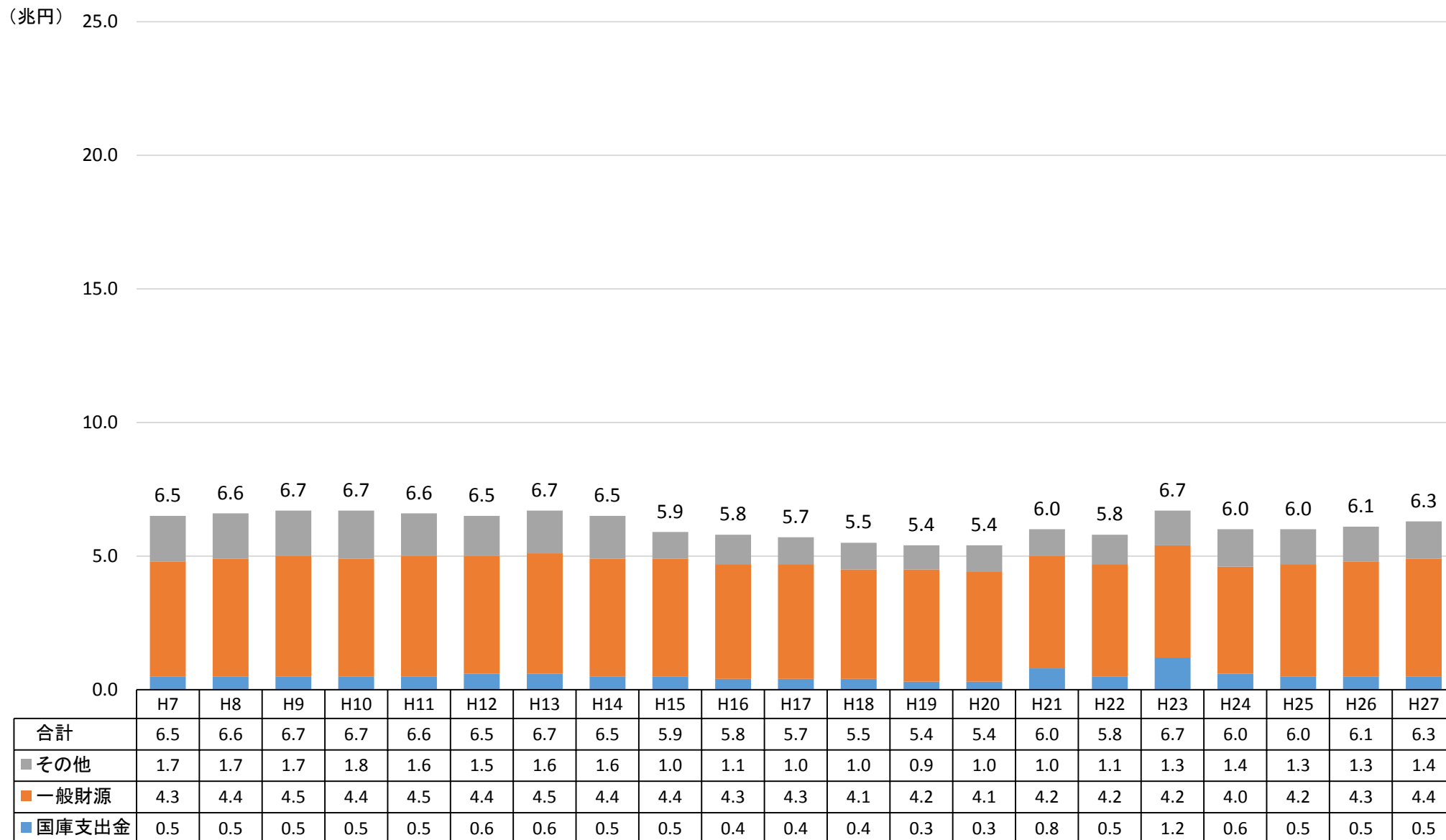
民生費の財源内訳（市町村）

(兆円)

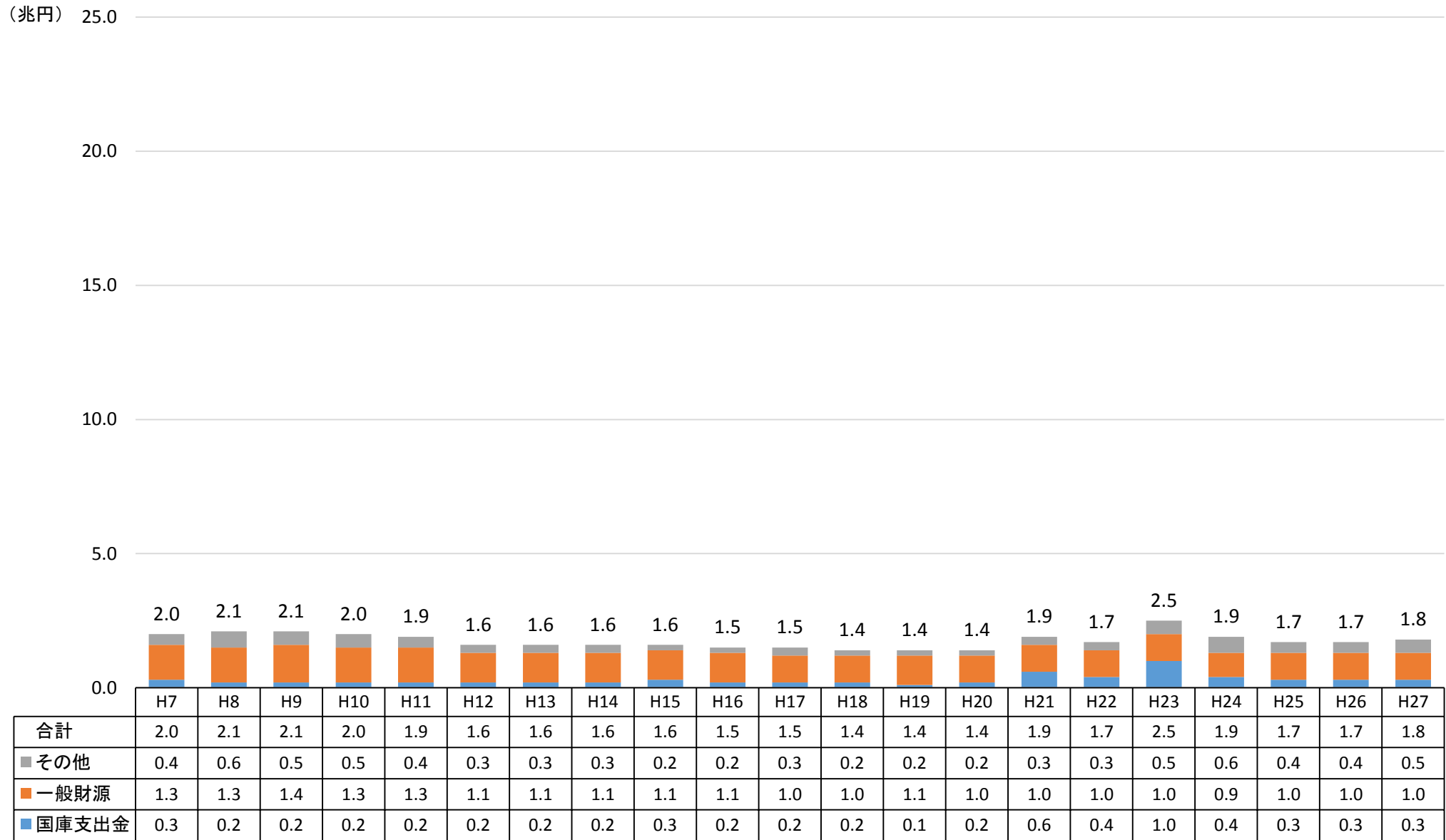


	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	9.5	9.7	10.1	10.8	12.4	10.5	10.9	11.3	11.9	12.5	12.8	13.0	13.5	13.9	14.8	17.0	18.1	18.5	18.8	19.8	20.3
■その他	2.1	2.0	2.1	2.2	2.4	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	2.0	2.2	2.3	2.5	2.7	3.0	3.1	3.3	3.6	3.7
■一般財源	5.0	5.2	5.4	5.7	6.0	6.0	6.2	6.4	6.6	7.1	7.4	7.7	7.8	8.0	8.2	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7	9.9
■国庫支出金	2.4	2.4	2.6	2.8	4.0	2.6	2.8	3.0	3.5	3.6	3.5	3.3	3.5	3.7	4.1	5.6	6.2	6.1	6.2	6.6	6.7

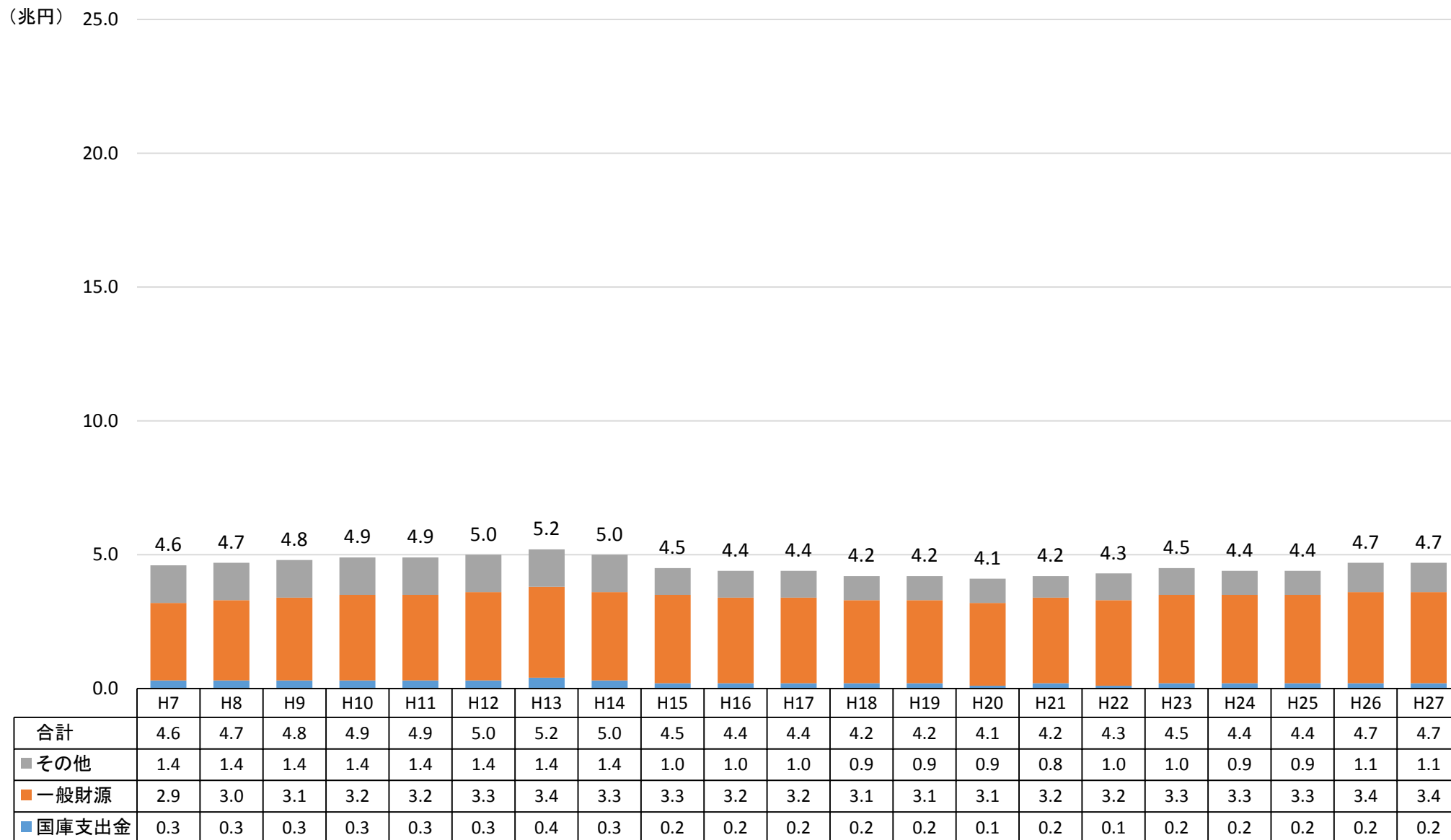
衛生費の財源内訳（都道府県と市町村の純計）



衛生費の財源内訳（都道府県）



衛生費の財源内訳（市町村）



地方向け補助金等の全体像

《平成14年度》

20.4兆円

社会 保 障 10.5	文教・科学振興 3.4	公 共 事 業 5.4	その他 1.1
----------------	----------------	----------------	------------

《平成26年度》

24.7兆円

一般会計 21.4兆円
特別会計 3.3兆円

社会 保 障 17.4							文教・科学振興 2.2	公共事業 2.7	その他 1.0	復興特会 1.5
高齢者医療 5.3	生活保護 2.9	介護保険 2.5	市町村国保 2.3	児童手当 1.4	障害者 支援 1.3	保育所運営 費等 0.7	義務教育 0.4 1.5	社会資本整備 総合交付金等 2.1		復興特会 1.5
							高校無償化			東日本大震災復 興交付金0.4

《平成27年度》

25.7兆円

一般会計 22.2兆円
特別会計 3.5兆円

社会 保 障 18.1							文教・科学振興 2.2	公共事業 2.8	その他 1.0	復興特会 1.5
高齢者医療 5.5	生活保護 2.9	介護保険 2.5	市町村国保 2.5	子ども・子育て支援 2.2	障害者 支援 1.3		義務教育 0.4 1.5	社会資本整備 総合交付金等 2.1		復興特会 1.5
							高校無償化			東日本大震災復 興交付金0.3

《平成28年度》

25.7兆円

一般会計 22.5兆円
特別会計 3.2兆円

社会 保 障 18.4							文教・科学振興 2.2	公共事業 2.8	その他 1.0	復興特会 1.3
高齢者医療 5.5	生活保護 2.9	介護保険 2.6	市町村国保 2.5	子ども・子育て支援 2.3	障害者 支援 1.4		義務教育 0.4 1.5	社会資本整備 総合交付金等 2.0		復興特会 1.3
							高校無償化			東日本大震災 復興交付金0.1

《平成29年度》

25.7兆円

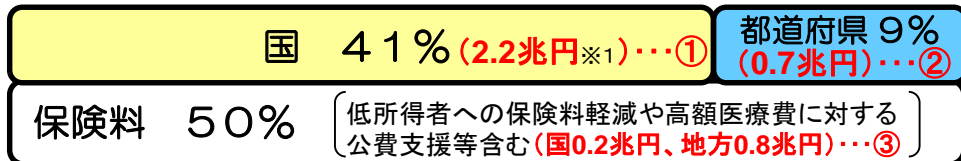
一般会計 23.0兆円
特別会計 2.7兆円

社会 保 障 18.9							文教・科学振興 2.2	公共事業 2.7	その他 1.0	復興特会 0.8
高齢者医療 5.6	生活保護 2.9	介護保険 2.7	市町村国保 2.6	子ども・子育て支援 2.5	障害者 支援 1.5		義務教育 0.4 1.5	社会資本整備 総合交付金等 1.9		復興特会 0.8
							高校無償化			東日本大震災 復興交付金0.05

※ 総務省推計
※ 精査の結果、数値に異動が生じることがある
※ 端数処理の結果、各区分の積み上げと合計が一致しない箇所がある

主な社会保障制度の財源負担のイメージ

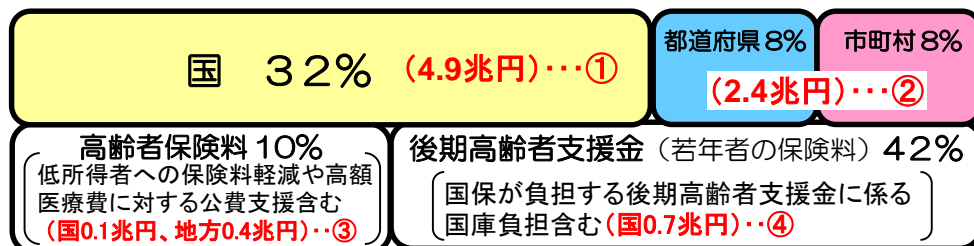
◎ 国民健康保険制度（国民健康保険法において地方負担を規定）



※ この他、新制度における財政安定化基金の造成分がある (国0.2兆円) …④

- 国 : ①、③、④を合わせると、**2.6兆円**
- 地方 : ②、③を合わせると、**1.4兆円**

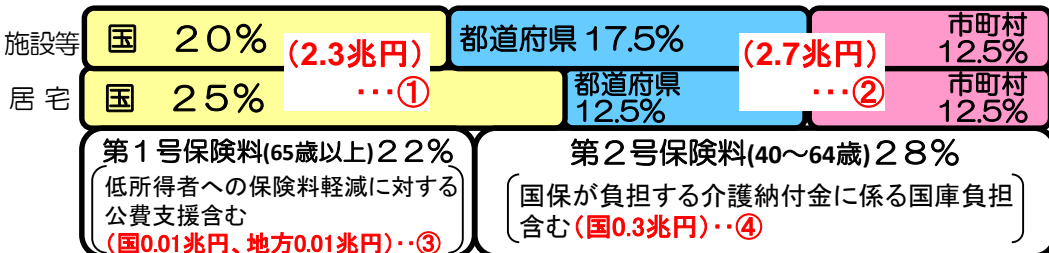
◎ 後期高齢者医療制度（高齢者医療確保法において地方負担を規定）



※ この他、財政安定化基金への積立分がある (国0.01兆円、地方0.01兆円) …⑤

- 国 : ①、③、④、⑤を合わせると、**5.6兆円**
- 地方 : ②、③、⑤を合わせると、**2.8兆円**

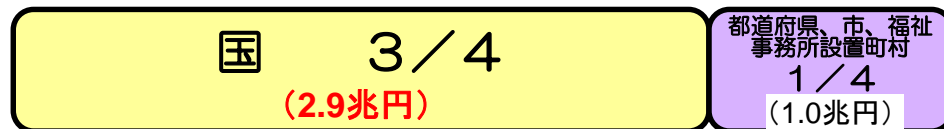
◎ 介護保険制度（介護保険法において地方負担を規定）



※ この他、地域支援事業に係る負担がある (国0.2兆円、地方0.2兆円) …⑤

- 国 : ①、③、④、⑤を合わせると、**2.7兆円**
- 地方 : ②、③、⑤を合わせると、**2.8兆円**

◎ 生活保護（生活保護法において地方負担を規定）

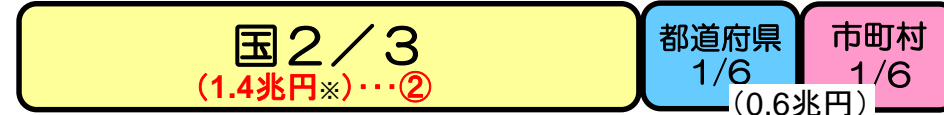


◎ 子ども・子育て支援

- 保育所運営費（子ども・子育て支援法において地方負担を規定）
〔私立分〕

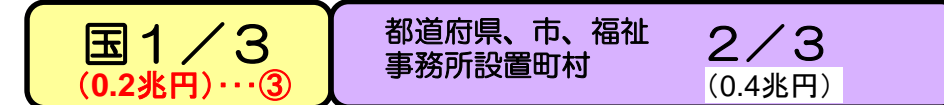


- 児童手当（児童手当法において地方負担を規定）



※ 事業主負担0.2兆円を含む。

- 児童扶養手当（児童扶養手当法において地方負担を規定）



○ この他、児童擁護施設等に係る負担がある (国0.1兆円、地方0.1兆円) …④

- 国 : ①~④を合わせると、**2.5兆円**

◎ 障害者自立支援（障害者総合支援法において地方負担を規定）



※ 図中の数値は平成29年度予算額
※ 端数処理の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置①

(1) 国民健康保険制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
都道府県調整交付金 (6,593億円)	医療給付費等の9%を都道府県が負担 (都道府県10/10)	医療給付費等(注)
保険料軽減制度 (4,592億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	保険料軽減者数等
高額医療費共同事業 (3,389億円) うち地方847億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	被保険者数
保険者支援制度 (2,629億円) うち地方1,314億円	低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	保険料軽減者数
財政安定化支援事業 (1,000億円)	保険者の責に帰さない特別な事情に対する公費支援 (市町村10/10)	保険料軽減世帯割合等

地方負担合計:1.4兆円

(注)都道府県調整交付金は、三位一体の改革により、国庫負担から一部一般財源化されたもの。国庫負担は、国保には事業主負担の保険料がない中、国が果たすべき役割として医療給付費等の1/2を負担していたものであり、地方交付税についても、一般財源化による影響が生じないよう、調整交付金の算出の基礎となる医療給付費等の額により算定している。

医療・介護保険制度に係る地方負担と地方交付税措置②

(2) 後期高齢者医療制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
医療給付費等定率負担 (24,389億円)	医療給付費等の8%を都道府県・市町村それぞれが負担	75歳以上人口
高額医療費負担金 (3,094億円) うち地方774億円	高額な医療費(1件80万円超)の一定割合を公費で支援 (国1/4、都道府県1/4、保険料1/2)	
保険料軽減制度 (2,883億円)	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (都道府県3/4、市町村1/4)	
財政安定化基金 (189億円)※積立額 うち地方63億円	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	

地方負担合計:2.8兆円

(3) 介護保険制度

※金額は事業規模(平成29年度予算案ベース)

項目	概要	地方交付税算定の指標
介護給付費等定率負担 (26,550億円)	介護給付費・予防給付費の12.5%(注1)を都道府県・市町村それぞれが負担	介護サービス受給者数
地域支援事業定率負担 (1,569億円)	地域支援事業の12.5%(注2)を都道府県・市町村それぞれが負担	65歳以上人口
保険料軽減制度 (221億円) ※うち地方111億円	低所得者の保険料軽減分を公費で支援 (国:1/2、都道府県1/4、市町村1/4)	65歳以上人口
財政安定化基金 (0億円)※積立額	保険料未納や給付増リスク等に対応するため都道府県に基金を設置(国1/3、都道府県1/3、保険料1/3)	介護サービス受給者数

地方負担合計:2.8兆円

(注1) 居宅給付費に係る負担割合。施設等給付費に係る負担割合は、都道府県17.5%、市町村12.5%。

(注2) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担割合。包括的支援事業等に係る負担割合は、都道府県19.5%、市町村19.5%。

国庫補助金等における給付等の抑制・効率化のためのインセンティブについて

- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(以下「骨太の方針2016」という。)を踏まえ、地方の裁量度の高い、一定規模以上の国庫補助金を対象として、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価するパフォーマンス指標を設定し、その配分等に活用する取組が進められている。

【平成29年度からパフォーマンス指標を設定予定の国庫補助金の例】 ※内閣府調査

- ・ 教育支援体制整備事業費補助金：スクールカウンセラーに対する満足度、必要度、効果等を調査
- ・ 文化芸術振興費補助金(文化財保存事業費)：観光客の満足度、対象文化財への観光客数等の複数指標

- 社会保障制度については、国民健康保険制度において、特別調整交付金の一部を活用し、平成30年度から実施される保険者努力支援制度を前倒して実施している(平成28年度予算規模：150億円)。また、介護保険制度において、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、財政的インセンティブ(交付金)を付与する規定を含む改正法案が国会において審議されているところ。

- なお、骨太の方針2016を踏まえ、法令等により必ず支出することとされている義務的な国庫負担金については、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現が図られていくものと理解。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)【抜粋】

まず、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金は、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく。

一方、地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標(国庫支出金のパフォーマンス指標)の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等に当たっては、行政事業レビューの成果指標(国レベルのアウトカム指標)と整合的かつ一体的に行うことが必要である。

所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。あわせて、国庫支出金ごとに、地方自治体への交付状況や達成状況の評価について「見える化」とともに、データに基づく自治体間の比較により、先進・優良事例の積極的な展開を図る。